

仕 様 書

1 業務名

札幌市立学校（園）機械警備業務（Fブロック）

2 業務目的

本業務は、警備対象施設（以下「施設」という。）において起こりうる火災・破壊・不正・不良行為等のリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

3 業務実施場所

別表1 警備対象施設一覧のとおり

4 業務履行期間

令和7年（2025年）10月1日から令和12年（2030年）9月30日まで

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

5 警備方式

機械警備により行うものとする。機械警備業務とは、受託者が設置保有する警備機械を使用し、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務のことをいう。

6 機械警備業務

業務内容は次に掲げるものとする。

(1) 警備業務用機械装置の設置等

警備業務用機械装置の機能は、次に掲げるものとする。なお、警備センサー等の設置場所は別表2 センサー等の設置箇所のとおりである。また、業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去するものとする。

ア 侵入者を感知する機能

イ センサーが感知した内容を表示する機能

ウ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能

エ 警備の開始、解除の操作を行う機能

オ 基地局に異常等の信号を送信する機能

(2) 通信施設等

警備対象校に設置している警備センサー等の機器と警備本部との通信手段は、受託者所有のネットワーク回線を使用するものとし、回線使用料は受託者の負担とする。

(3) 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、機械警備開始した時点（セット時）より、機械警備装置のセットが解除された時点までとする。

ただし、警備責任時間帯であっても、警備センサー等の機器がスケジュール機能等により稼働時間を遅らせる等の設定となっている場合は、当該センサー等の警戒区域は、スケジュール機能等により設定された時間が警備責任時間帯とする。

(4) 業務内容

ア 基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検して、異常の有無を確認する。また、火災を感知した場合は、施設への急行と並行して、消防署へ即時通報する。なお、必要に応じて次の業務を行う。

- (ア) 現場に応じた緊急措置
- (イ) 施設の管理者への連絡
- (ウ) 基地局への連絡
- (エ) 警察への通報及び現場検証の立ち会い

イ 警備装置が常に正常な機能を保持するよう定期的に点検等により管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに施設の管理者に通報するものとする。

ウ 警備装置の発報時にあつては、警備業法第43条の規定に基づき定められた「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」（北海道公安委員会規則第1号 昭和58年1月13日公布）に規定する時間を限度とし、現場に急行すること。

エ 夜間等、施設が無人の時に設備異常が発生した場合、設備保守要員が安全確認を行うこととなっており、その際、受託者は施設の解錠施錠対応を行う。（年3回程度）

7 提出書類及び報告書

- (1) 受託者は、警備業務実施にあたり、警備センサー等の機器設置場所を記載した警備業務実施計画書（受託者が定める様式）を作成し、業務開始前までに委託者に提出するものとする。なお、警備業務実施計画書に変更があった場合は速やかに変更内容を確認できる書面を提出するものとする。
- (2) 受託者は、毎月警備業務を終了したときは、必要事項を警備報告書（受託者が定める様式）に記入したもの、施設における各日の警備センサーの作動開始時間、解除時間を記入したもの及び完了届（委託者が定める様式）を書面にて委託者に提出し、確認を受けるものとする。

8 その他

- (1) 委託者の都合（校舎内部改修工事、電話回線変更等）により機器の移動等の必要が生じた場合の費用については、原則受託者の負担とする。
- (2) 施設が閉校になった場合や改築に伴い複合施設となった場合等に、途中で契約金額を変更する場合がある。
- (3) 受託者は施設の職員に対し、機器の使用方法を周知すること。また、警備センサースイッチの入切に必要なカードキー等は、施設の管理者に対し次の限度数において、受託者が貸与すること。

小学校 3、中学校 5、義務教育学校 5、高等学校 10、特別支援学校 3、閉校施設 3

※澄川小学校について、小学校のほか児童会館 6

※石山緑小学校について、小学校のほか児童会館 6、まちづくりセンター 8

※芸術の森小学校について、小学校のほか児童会館 5

※定山溪学園について、義務教育学校のほか児童会館 6

- (4) 施設及び市立高等学校常駐警備業務に対応している業者に対して貸与したカードキーが、磁器不良等により使用不可となった場合、受託者は新しいカードキーを用意し、使用不能となったカードキーと交換対応すること。
- (5) 受託者は、従業員に対して常に所定の制服を着用させるとともに、受託者が発行する身分証明書を携行させるものとする。
- (6) 受託者は警備業務の実施に必要な施設の鍵を借り受けたいときは、別途指定する「マスターキー預書」を施設の管理者へ提出すること。借り受けた鍵は受託者の責任のもとに保管することとし、契約期間終了後は確実に施設の管理者へ返還すること。また、複製はしないこと。
- (7) 業務の履行にあたっては、警備業法、労働基準法その他関係法令を遵守すること。
- (8) 委託者である札幌市の環境マネジメントシステム（EMS）に準じ、環境負荷の低減に努めること。
ア 電気及び連絡車両等の使用にあたっては、極力エネルギーの節約に努めること。
イ 成果品に紙を使用する際は、古紙 100%を使用するとともに、両面印刷を行うよう努めること。
- (9) 業務遂行中、受託者の責に帰すべき事由により生じた損害については、受託者の責任においてその損害を賠償するものとする。なお、受託者は、上記損害が発生したときは、速やかに損害の発生を委託者に通知すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

9 担当

札幌市教育委員会総務部学校支援課管理係

札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 5 階

TEL (011) 211-3831

組織メールアドレス：kyoiku-kanri@city.sapporo.jp

令和 7 年度機械警備委託校一覧（F ブロック）

区分	学校名	住所	計
小学校	藻岩小学校 南小学校 石山緑小学校 簾舞小学校 藤の沢小学校 駒岡小学校 澄川小学校 澄川西小学校 藻岩北小学校 藤野小学校 南の沢小学校 北の沢小学校 藻岩南小学校 澄川南小学校 藤野南小学校 真駒内公園小学校 真駒内桜山小学校 芸術の森小学校	南区川沿 7 条 2 丁目 3 - 1 南区南 31 条西 9 丁目 2 - 1 南区石山 1 条 4 丁目 1 - 1 南区簾舞 1 条 4 丁目 2 - 1 南区石山 528 番地 南区真駒内 143 番地 2 南区澄川 5 条 4 丁目 1 - 1 南区澄川 2 条 5 丁目 7 - 2 南区川沿 2 条 3 丁目 7 - 1 南区藤野 2 条 7 丁目 7 - 1 南区南沢 3 条 2 丁目 18 - 1 南区北ノ沢 1727 番地 5 南区川沿 18 条 2 丁目 1 - 1 5 南区澄川 5 条 13 丁目 7 - 1 南区藤野 4 条 6 丁目 26 - 1 南区真駒内曙町 2 丁目 2 - 1 - 1 南区真駒内泉町 3 丁目 1 3 - 1 南区常盤 2 条 3 丁目 1 - 1	18 校
中学校	藻岩中学校 石山中学校 簾舞中学校 常盤中学校 真駒内中学校 澄川中学校 真駒内曙中学校 藤野中学校 南が丘中学校	南区川沿 7 条 3 丁目 4 - 1 南区石山 2 条 8 丁目 7 - 1 南区簾舞 3 条 3 丁目 3 - 33 南区常盤 2 条 2 丁目 2 1 - 1 南区真駒内幸町 3 丁目 1 - 1 南区澄川 6 条 6 丁目 1 - 10 南区真駒内曙町 2 丁目 1 - 2 南区藤野 5 条 6 丁目 3 - 1 南区南沢 2 条 1 丁目 17 - 1	9 校
義務教育学校	義務教育学校定山溪学園	南区定山溪温泉西 1 丁目 31	1 校
高等学校	藻岩高等学校 啓北商業高等学校	南区川沿 3 条 2 丁目 1 - 1 南区石山 1 条 2 丁目 15 - 1	2 校
特別支援学校	豊成養護学校 みなみの杜高等支援学校	南区南 30 条西 8 丁目 1 - 50 南区真駒内上町 4 丁目 7 - 1	2 校
閉校施設	旧常盤小学校 旧定山溪小学校	南区常盤 6 条 2 丁目 南区定山溪温泉東 4 丁目 308	2 校
合計			34 校

機械警備業務(Fブロック)に必要なセンサー等

1 小学校・中学校・特別支援学校・義務教育学校

(1) 警備センサーの設置

ア 校長室、職員室、事務室、理科準備室、保健室、階段室のうち2階から3階の間、エレベーターが設置されている場合は3階以上のエレベーター前

(小学校・特別支援学校は平均2ヶ所、中学校は平均3ヶ所)

ただし、階段室においては、夜間の学校開放事業校等特別の事情があるときは教育委員会及び学校長と協議のうえ設置不要とする。

イ その他、学校の指定する場所1ヶ所(室)

※ 学校により警備センサー設置場所の階層は異なる。

※ 階段室数は学校により1ヶ所から3ヶ所。(定山溪学園は階段がないため設置不要)

※ みなみの杜高等支援学校は警備上有効な16ヶ所。

ウ 複合施設の他の施設の設置場所

(ア) 澄川小学校について、小学校のほか児童会館5ヶ所に設置する。また、施設ごとに警備の設定解除を行えること。

(イ) 石山緑小学校について、小学校のほか児童会館6ヶ所、まちづくりセンター5ヶ所に設置する。また、施設ごとに警備の設定解除を行えること。

(ウ) 芸術の森小学校について、小学校のほか児童会館5ヶ所に設置する。また、施設ごとに警備の設定解除を行えること。

(エ) 定山溪学園について、小学校のほか児童会館区画5ヶ所に設置する。また、施設ごとに警備の設定解除を行えること。

(2) 人感ライトの設置(特別支援学校を除く)

ア 教育委員会及び学校長と協議のうえ、警備上有効な学校の外壁2～3ヶ所に設置する。

イ 電源を使用するものであり、室内に漏電ブレーカー付スイッチを設置して、作動を停止することが任意に可能なこと。

ウ フラッシング機能があること。

エ LED電球を使用すること。

オ 不法行為の予防のために設置するため、警備本部における監視は不要であること。

2 高等学校

(1) 校長室、職員室、事務室、理科準備室、保健室

(2) その他、学校の指定する場所9ヶ所以内(室)

※ 学校により警備センサー設置場所の階層は異なる。

3 閉校施設

警備センサーを3ヶ所設置する。

対象施設：旧常盤小学校、旧定山溪小学校